

旅立ち

社会福祉法人しらとり会
利用者通信 (NO. 33)
平成 30 (2018) 年 2 月 1 日発行

今月は、4名の方からの投稿です。

悪の十字架
開くの 10 時か？

(I 俊一)



落語・相の手都々逸

○「v6の長野博さんと、三宅健さんが結ばれました」。
(で、どう成りました?)

「長野県に成りました」。

○「八代亜紀さんがダイエットをする様に命じられました」。
「やせるあきに成りました」。

(岡本 祐子)

- 精神科入院必須条件は緊急性があるに尽きる。
- 措置入院にしても緊急措置入院にしても、医療保護入院にしても応急入院にしても、緊急性がなければ入院させることは事実上不可能である。
- 医療保護入院で医療と保護の両方の条件を満たしていて、家族等の同意があっても、緊急性がなければその相当期間は逮捕・監禁罪となる。
- 精神保健指定医は、入院手続き上入院の必要性の有無を決めるだけで、入院を確定させるのは広島県知事ではなく保健所保健課課長であるため、精神保健指定医に正当業務行為は不成立で、逮捕・監禁罪となる。

(加藤忠男)

【投稿の募集】

次回の締切は、2月15日(木)です。

利用者の皆様からの投稿をお待ちしています。

『旅立ち』編集委員：加藤、本川、A.-Z.、H.A.、T.、Y.I.、Y.Y.)